

# おるご〜る

No.  
175

男女共同参画  
わこうプラン推進委員だより

閩人権文化課 ☎424-9088

## 世界をリード？ 埼玉県男女共同参画条例

わこうプラン推進委員  
大伍 将史

埼玉県の「埼玉県男女共同参画条例」、実は、全国で一番初めに作られた参画条例だったことをご存知でしょうか？

男女平等に関して、日本は1999年に男女共同参画社会基本法を制定しました。しかし、これについては性差別の現状分析が不十分であったため、目標の方向性が不明瞭となり、形式的な宣言にとどまった観があるとの指摘もありました。

こうした中で翌年、いち早く条例制定を行ったのが埼玉県です。直接的な差別のみならず、間接的な差別についても言及すると共に、「男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として」実施すべき、と

規定することで性と生殖に関する問題と、男女平等との関係性を明らかにしました。従来の日本は、性に関する問題について消極的な取り組みでしたので、埼玉県条例はこの領域と向き合って制定された点が画期的であり、世界の理論動向からしても高く評価できるとする研究者がいるほどです。そして和光市の条例もこの水準を踏まえた内容となっています。

しかし、理論や理念はもちろん現実ではありません。男女平等という身近で重要な問題を実現していくためには地域社会での取り組みこそが重要となります。私たち一人一人が男女平等に高い関心を持ち、さらに良い刺激を市、そして県から世界へ発信していきたいものです。

### 【男女共同参画苦情等処理窓口をご利用ください!】

「市の男女共同参画推進施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策への苦情」や「セクハラや男女共同参画を阻害する人権侵害の相談」をお受けします。

閩人権文化課 ☎424-9088